

医福第832号
令和6年3月19日

短期入所事業所 代表者 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

日頃から、本県の障がい児者医療の推進にあたり、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱の一部を改正し、令和6年度の予算に係る補助金から適用することとしましたので通知します。

記

1 改正の概要

岐阜県補助金等交付規則の一部改正（令和6年4月1日施行）を踏まえた暴力団排除に関する条項の見直しその他の所要の規定整備

2 施行期日

令和6年4月1日

3 改正後要綱及び新旧対照表

岐阜県医療福祉連携推進課のホームページの以下のアドレスを参照してください。

【アドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11998.html>

| | | | |
|-------------------------------------|----|----|----|
| 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係 | | | |
| 係長 | 山脇 | 担当 | 藤枝 |
| 住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 | | | |
| TEL：058-272-1111（3284） | | | |
| FAX：058-278-2871 | | | |
| E-mail：fujieda-maki@pref.gifu.lg.jp | | | |